

# 第89回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2022年6月28日（火曜日）

午前10時（午前9時開場）

## 開催場所

axビル 4階

TKPガーデンシティPREMIUM大阪駅前

大阪市北区曽根崎新地 2-3-21

会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

## 決議事項

第1号議案 **定款一部変更の件**

第2号議案 **取締役9名選任の件**

第3号議案 **監査役2名選任の件**

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時40分まで

株式会社 **モリタホールディングス**

証券コード 6455

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、議決権は、書面またはインターネット等による事前行使をご活用くださいますよう強くご推奨申し上げます。

ご出席を希望される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のため体温測定等の措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



## 目次

第89回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
添付書類	
事業報告	15
連結計算書類	39
計算書類	41
監査報告書	43

株 主 各 位

大阪市中央区道修町三丁目6番1号

株式会社 **モリタホールディングス**

代表取締役会長兼CEO 中島正博

## 第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限り同封の議決権行使書のご返送または電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。その場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年6月27日（月曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時				
2. 場 所	大阪市北区曽根崎新地2-3-21 axビル 4階 TKPガーデンシティPREMIUM大阪駅前 <u>(会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)</u>				
3. 会 議 の 目的事項	<table border="0"> <tr> <td style="background-color: #333; color: white; padding: 2px;">報告事項</td> <td>1. 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #333; color: white; padding: 2px;">決議事項</td> <td>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件</td> </tr> </table>	報告事項	1. 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件
報告事項	1. 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件				
4. 招 集 に あ た っ て の 決定事項	代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。				

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 書面または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の方法については、2ページから4ページをご覧ください。
  - 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - 次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
    - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- なお、監査役が監査した事業報告並びに監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記事項を含んでおります。

## 議決権行使方法のご案内

議決権行使の方法は以下の方法がございます。5 ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 当日ご出席いただける場合



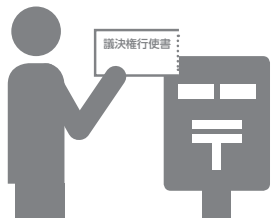
株主総会  
開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時（午前9時開場）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

### 当日ご出席いただけない場合



#### 書面（郵送）によるご行使

行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時40分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



#### インターネットによるご行使

行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時40分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、上記の行使期限までに賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

▶詳細は次頁をご覧ください。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効としてお取り扱いいたします。

#### 機関投資家の皆様へ

(株)ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

## インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について



インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

- インターネットによる議決権行使は、**2022年6月27日（月曜日）午後5時40分まで有効**ですが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使されますようお願い申し上げます。
- インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによって可能です。なお、携帯電話等を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

議決権行使ウェブサイト

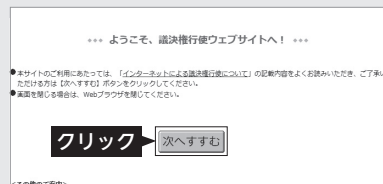
<https://www.web54.net>



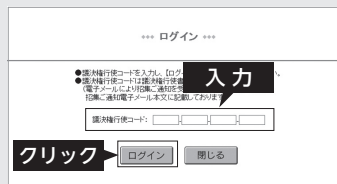
※スマートフォン、バーコード読取機能付の携帯電話等を利用して上記の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン、携帯電話等の取扱説明書をご確認ください。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

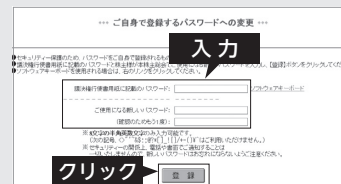
### ① WEBサイトへアクセス



### ② ログインする



### ③ パスワードの入力



### ④ 以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

### ! ご注意

- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによる議決権行使が、複数回行われた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者への料金（接続料金等）は株主様のご負担となりますのでご了承ください。

## 「スマート行使」による方法

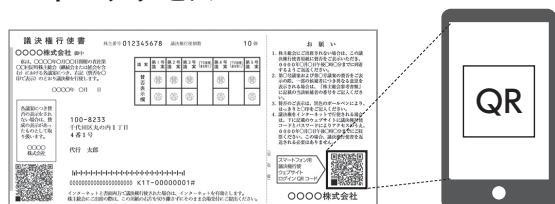
スマートフォンをご利用の場合は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、議決権行使コード及びパスワードが入力不要で議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※1回に限り有効です。

※ログインQRコードを用いずに議決権行使される場合は、議決権行使コード及びパスワードの入力が必要となります。

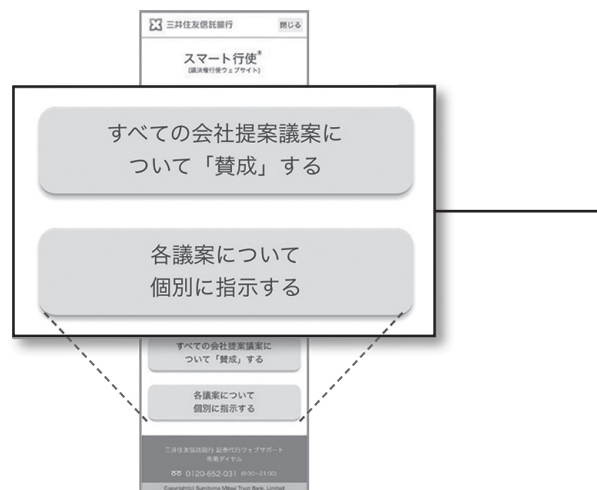
※再行使される場合は、議決権行使コード及びパスワードの入力が必要となります。

### 1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス



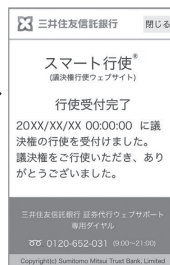
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

### 2 各議案の賛否を選ぶ



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### 3 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

#### ■ お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使に関してパソコン等の操作方法でご不明な点につきましては、下記にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル  
☎ **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

その他のご照会は、下記にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

証券会社に口座をお持ちの株主様

株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。

証券会社に口座のない株主様  
(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部  
☎ **0120-782-031**  
(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定(株主総会資料の電子提供制度の創設等の一部の改正)が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなるため、これに備えるものであります。
- (2) 執行役員の任期については、現行定款では取締役の任期に準じるものとしておりましたが、より一層、経営と執行を明確に区分するため、事業年度を任期とする変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(執行役員の任期)</p> <p>第34条 執行役員の任期は1年とし、その時期は取締役<del>に</del>準じるものとする。</p> <p>2. 取締役会は、執行役員を任期の途中であつても解任することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(執行役員の任期)</p> <p>第34条 執行役員の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度末日までとする。</p> <p>2. 取締役会は、執行役員を任期の途中であつても解任することができる。</p> <p>附則</p> <p>第1条 変更前定款第13条の規定の削除及び変更後定款第13条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条はなお効力を有するものとする。</p> <p>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役 中島正博、尾形和美、森本邦夫、金岡真一、磯田光男、川西孝雄、北條正樹の7氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	なか じま まさ ひろ <b>中島 正博</b> 再任	代表取締役会長兼CEO	13回/13回 (100%)
2	もり もと くに お <b>森本 邦夫</b> 再任	取締役 常務執行役員	13回/13回 (100%)
3	かな おか しん いち <b>金岡 真一</b> 再任	取締役 常務執行役員	13回/13回 (100%)
4	いそ だ みつ お <b>磯田 光男</b> 再任 社外	取締役	13回/13回 (100%)
5	かわ にし たか お <b>川西 孝雄</b> 再任 社外	取締役	13回/13回 (100%)
6	ほう じょう まさ き <b>北條 正樹</b> 再任 社外	取締役	13回/13回 (100%)
7	むら い しん や <b>村井 信也</b> 新任	常務執行役員	—
8	か とう まさ よし <b>加藤 雅義</b> 新任	—	—
9	ふく にし ひろ ゆき <b>福西 宏之</b> 新任	—	—



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>なか じま まさ ひろ <b>中島 正博</b> (1950年2月3日生)</p> <p>再任</p>	<p>1972年3月 当社入社 2003年4月 当社執行役員 2004年6月 当社取締役 2006年6月 当社代表取締役社長 2008年10月 ㈱モリタ代表取締役社長 2015年6月 ㈱モリタエコノス代表取締役会長 2015年6月 ㈱モリタテクノス代表取締役会長 2015年6月 ㈱モリタ代表取締役会長(現在) 2015年6月 当社代表取締役会長 2016年2月 BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長(現在) 2016年6月 当社代表取締役会長兼CEO(現在) 2017年4月 ㈱モリタ環境テック代表取締役会長 2017年6月 日野自動車㈱社外監査役 2019年6月 ㈱モリタ環境テック取締役(現在) 2021年6月 日野自動車㈱社外取締役(現在)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>                      ㈱モリタ代表取締役会長                      BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長                      日野自動車㈱社外取締役</p>	<p>173,829株</p> <p>取締役会への出席状況</p> <p>全13回/全13回 (100%)</p>
		<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      消防車輛事業や産業機械事業で要職を歴任し、2004年に取締役に就任後、2006年から2015年まで代表取締役社長、2015年から代表取締役会長、2016年から代表取締役会長兼CEOを務め、当社及び国内外グループ会社において長年経営の中核を担っており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
2	<p>もり もと くに お <b>森本 邦夫</b> (1958年3月3日生)</p> <p>再任</p>	<p>1980年4月 当社入社 2002年4月 当社管理サービス本部 購買部長 2008年10月 ㈱モリタ執行役員、生産本部副本部長、技術部長 2011年6月 同社取締役、生産副本部長、生産企画部長、海外事業推進部長 2015年6月 同社常務取締役 2015年6月 同社生産本部長、商品開発本部長 2016年1月 BRONTO SKYLIFT OY AB Executive Director 2019年4月 当社常務執行役員(現在) 2019年4月 当社グループ戦略本部長 2019年6月 当社モリタATIセンター長(現在) 2019年6月 当社取締役(現在)</p>	<p>32,594株</p> <p>取締役会への出席状況</p> <p>全13回/全13回 (100%)</p>
		<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      消防車輛事業で長年にわたり生産部門・技術部門・開発部門の要職を歴任し、2016年からは海外のグループ子会社の経営にも携わり、企業経営に必要な経験と幅広い見識を有していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

## 株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かな おか しん いち <b>金岡 真一</b> (1959年8月21日生) 再任	1982年4月 当社入社 2007年4月 当社管理サービス本部 経理部長 2010年6月 当社執行役員 2011年10月 当社管理サービス本部長 2017年4月 当社常務執行役員 2018年6月 当社取締役 執行役員 2019年4月 当社経理・情報管理本部長(現在) 2020年6月 当社取締役 常務執行役員(現在)	21,806株
			取締役会への出席状況
			全13回/全13回 (100%)
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 経理業務に長年にわたり従事し、2010年に執行役員に就任後、経営企画・法務・経理・情報管理部門等を管掌する管理部門を統括する要職に就き、当社及び国内外グループ会社全般にわたる豊富な経営指導における経験と企業経営に必要な幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	いそ だ みつ お <b>磯田 光男</b> (1970年1月7日生) 再任 社外	1995年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 1995年4月 三宅合同法律事務所(現 弁護士法人三宅法律事務所)入所 2001年6月 ハーバード・ロースクールLL.M.課程修了 2001年8月 ピルズベリー・ウィンストップ法律事務所ニューヨーク・オフィスにて研修 2002年2月 ニューヨーク州弁護士登録(当時) 2002年7月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー 2014年6月 (株)長谷工コーポレーション社外監査役(現在) 2016年6月 当社取締役(現在) 2019年5月 弁護士法人三宅法律事務所代表社員(現在) <b>【重要な兼職の状況】</b> 弁護士法人三宅法律事務所代表社員 (株)長谷工コーポレーション社外監査役	2,500株
			取締役会への出席状況
			全13回/全13回 (100%)
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 磯田光男氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年弁護士として活躍されており、法令についての高度な専門的知見を有しております。同氏は、2016年6月より当社社外取締役として就任し、取締役会及び自ら委員長を務める指名・報酬諮問委員会の審議においては、独立した立場からコンプライアンスやガバナンスにおける有益かつ貴重な助言をいただいております。引き続き当社の経営に独立性と透明性の高い監視・監督機能を発揮されることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	<p>かわにし たか お <b>川西 孝雄</b> (1948年11月23日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p>	<p>1972年4月 ㈱三和銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)入行</p> <p>1999年6月 同行執行役員</p> <p>2002年1月 ㈱UFJ銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)常務執行役員</p> <p>2004年5月 同行代表取締役専務執行役員</p> <p>2006年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)常務取締役</p> <p>2008年4月 同行副頭取</p> <p>2010年6月 ㈱ジェーシービー代表取締役兼執行役員社長</p> <p>2014年6月 同社代表取締役会長</p> <p>2015年2月 ㈱ユニリタ社外取締役</p> <p>2017年6月 当社取締役(現在)</p> <p>2017年6月 ㈱ジェーシービー取締役会長</p>	<p>2,400株</p> <p>取締役会への出席状況</p> <p>全13回/全13回(100%)</p>
		<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>川西孝雄氏は、長年金融機関で培われた専門的な知識と会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏は、2017年6月より当社社外取締役として就任し、取締役会及び指名・報酬諮問委員会の審議においては、独立した立場から企業経営に関する幅広い経験と深い知見に基づき有益かつ貴重な助言をいただいております。引き続き当社の経営に独立性と透明性の高い監視・監督機能を発揮されることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。</p>	
6	<p>ほうじょう まさ き <b>北條 正樹</b> (1948年10月2日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p>	<p>1971年4月 大福機工(株)(現 ㈱ダイフク)入社</p> <p>1998年6月 同社取締役</p> <p>2000年4月 Daifuku America Corporation取締役社長</p> <p>2004年4月 ㈱ダイフク代表取締役専務</p> <p>Daifuku Canada Inc.取締役社長</p> <p>2006年4月 ㈱ダイフク代表取締役副社長</p> <p>2007年12月 Jervis B.Webb Company会長</p> <p>2008年4月 ㈱ダイフク代表取締役社長</p> <p>2011年1月 Daifuku Webb Holding Company(現 Daifuku North America Holding Company)会長</p> <p>2018年4月 ㈱ダイフク取締役相談役</p> <p>2020年6月 当社取締役(現在)</p>	<p>3,200株</p> <p>取締役会への出席状況</p> <p>全13回/全13回(100%)</p>
		<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>北條正樹氏は、株式会社ダイフクにて代表取締役社長や海外子会社のトップを歴任し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏は、2020年6月より当社社外取締役として就任し、取締役会及び指名・報酬諮問委員会の審議においては、独立した立場から企業経営に関する幅広い経験と深い知見に基づき有益かつ貴重な助言をいただいております。引き続き当社の経営に独立性と透明性の高い監視・監督機能を発揮されることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>	

## 株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	むら い しん や <b>村井 信也</b> (1960年1月23日生) <b>新任</b>	1982年4月 当社入社 2007年4月 当社管理サービス本部総務部長 2011年4月 当社執行役員 2012年2月 当社管理サービス本部副本部長、総務部長、人事部長 2017年4月 当社常務執行役員(現在) 2018年7月 当社広報室長 2019年4月 当社総務・人材開発本部長(現在)	19,601株
			取締役会への出席状況
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 総務・人事業務に長年にわたり従事し、2011年に執行役員に就任後、当社及び国内グループ会社を管掌する管理部門の要職に就き、当社における豊富な業務経験と企業経営に必要な幅広い見識を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
8	か とう まさ よし <b>加藤 雅義</b> (1970年2月18日生) <b>新任</b>	1992年4月 当社入社 2015年4月 ㈱モリタ生産本部三田工場一般車製造部長 2017年4月 同社執行役員 生産本部長、三田工場長 2017年6月 同社取締役 生産本部長、三田工場長 2018年4月 同社取締役 執行役員、生産本部長、技術部長 2022年4月 同社代表取締役 社長執行役員、生産本部長(現在)	9,695株
			取締役会への出席状況
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 消防車輛事業で長年にわたり生産部門・技術部門の要職を歴任し、2017年には㈱モリタの取締役として経営に携わり、2022年4月より㈱モリタの代表取締役を務めております。これまでの豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社においても取締役会の監督機能及び意思決定機能において役割を発揮されることを期待し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
9	ふく にし ひろ ゆき <b>福西 宏之</b> (1970年1月1日生) <b>新任</b>	1994年4月 当社入社 2016年4月 ㈱モリタ環境テック営業本部西日本営業部長 2017年4月 同社取締役、営業本部長、東日本営業部長 2019年6月 同社取締役 執行役員、営業本部長 2022年4月 同社代表取締役 社長執行役員、営業本部長(現在)	14,395株
			取締役会への出席状況
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 産業機械事業で長年にわたり営業部門の要職を歴任し、2017年には㈱モリタ環境テックの取締役として経営に携わり、2022年4月より㈱モリタ環境テックの代表取締役を務めております。これまでの豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社においても取締役会の監督機能及び意思決定機能において役割を発揮されることを期待し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 磯田光男、川西孝雄、北條正樹の3氏は、社外取締役候補者であり、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。

- 当社と磯田光男、川西孝雄、北條正樹の3氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。3氏の再任をご承認いただいた場合、当社は、3氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。本議案において各氏の選任についてご承認いただいた場合、取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

### （ご参考）

本定時株主総会において、第2号議案が原案どおりご承認いただいた場合の取締役の構成及び各取締役が有する知見・経験は、以下のとおりとなります。

氏名	ご承認後の当社における地位	各取締役が有する知見・経験							
		企業経営	国際経験	法務・ガバナンス	財務・会計	営業・マーケティング	技術・研究開発	生産	人事・人財開発
中島 正博	代表取締役会長兼CEO	○	○	○		○			○
金岡 真一	代表取締役社長執行役員	○		○	○				
森本 邦夫	取締役常務執行役員	○	○				○	○	
村井 信也	取締役常務執行役員			○					○
磯田 光男	取締役※1、※2		○	○					
川西 孝雄	取締役※1	○	○		○	○			○
北條 正樹	取締役※1	○	○		○	○		○	○
加藤 雅義	取締役	○					○	○	
福西 宏之	取締役	○				○			

※1 社外・独立役員

※2 磯田光男氏は、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長を務めています。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 宮崎敦志、西村捷三の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	にしむら しょうぞう <b>西村 捷三</b> (1945年3月3日生)	1970年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 1970年4月 三宅合同法律事務所(現 弁護士法人三宅法律事務所)入所 1979年4月 西村法律会計事務所開業、所長(現在) 2008年6月 上原成商事(株)社外監査役 2018年6月 当社監査役(現在) 2019年6月 (株)京都製作所取締役(現在) <b>【重要な兼職の状況】</b> 西村法律会計事務所所長	4,800株
	再任 社外		取締役会への出席状況 全13回/全13回(100%)
<b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 西村捷三氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務にも精通されており、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、監査機能を十分に発揮していただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。			
候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	かねこ まり <b>金子 麻理</b> (1962年8月23日生)	1986年4月 日本IBM(株)入社 2006年8月 米国公認会計士登録 2006年9月 Fujita Rashi(USA) Corp.会計担当責任者 2008年6月 Beni LLC設立 代表就任 2014年2月 (株)フィル・カンパニー常勤監査役 2022年2月 同社取締役(常勤監査等委員)(現在) <b>【重要な兼職の状況】</b> (株)フィル・カンパニー取締役(常勤監査等委員)	0株
	新任 社外		取締役会への出席状況 —
<b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 金子麻理氏は、財務及び会計について幅広い知識を有しており、豊富な経験と高い見識をもとに当社の重要な意思決定や業務執行に関する監査・監督において適切な提言・助言をいただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各監査役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 西村捷三、金子麻理の両氏は、社外監査役候補者であり、(株)東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。  
3. 当社と西村捷三氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は、同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、本総会において金子麻理氏の選任をご承認いただいた場合、当社は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。本議案において各氏の選任についてご承認いただいた場合、監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考)

### 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という）の独立性についての判断基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当該社外役員は当社から独立性を有し、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- (1) 当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者または過去10年間（ただし、過去10年以内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者）にあっては、それらの役職への就任前の10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者またはそれらの親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先またはそれらの親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
- (4) 当社グループから一定額を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- (5) 当社グループから一定額を超える寄附または助成を受けている者（当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- (6) 当社グループの主幹証券会社の業務執行者や会計監査人である監査法人に所属する公認会計士、社員、パートナーまたは従業員
- (7) 当社グループが借入を行っている主要な金融機関またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- (8) 当社の主要株主（議決権比率10%以上を直接または間接保有するものをいう）または当該主要株主が法人である場合には当該主要株主またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
- (9) 当社グループが主要株主（議決権比率10%以上を直接または間接保有するものをいう）である会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
- (10) 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
- (11) 就任前3年間に於いて、上記（2）から（10）に該当していた者
- (12) 上記の（1）から（11）に該当する者の近親者等

以上

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に加え、材料価格の高騰、半導体の供給不足など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、引き続き従業員をはじめとしたステークホルダーへの罹患リスク低減を図り、感染拡大防止に努めつつ企業活動を行ってまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前期比1,064百万円減少し、83,602百万円（1.3%減）、営業利益は前期比740百万円減少し、8,115百万円（8.4%減）、経常利益は前期比718百万円減少し、8,761百万円（7.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、リコール関連損失199百万円を計上したこともあり、前期比874百万円減少し、5,350百万円（14.0%減）となりました。

売上高

836億 2百万円

前期比 1.3%減 

営業利益

81億 15百万円

前期比 8.4%減 

経常利益

87億 61百万円

前期比 7.6%減 

親会社株主に帰属する当期純利益

53億 50百万円

前期比 14.0%減 



**セグメント別の概況**は次のとおりであります。

**消防車輛事業**は、海外売上は堅調に推移したものの国内需要が低調であったことから、前期比では売上高は2,655百万円減少し、49,128百万円（5.1%減）、セグメント利益は1,153百万円減少し、5,467百万円（17.4%減）となりました。

**防災事業**は、主に消火器の売上が堅調に推移し、前期比では売上高は1,390百万円増加し、19,426百万円（7.7%増）、セグメント利益は318百万円増加し、1,306百万円（32.2%増）となりました。

**産業機械事業**は、製品及び部品・メンテナンスの売上が順調に推移し、前期比では売上高は1,179百万円増加し、5,157百万円（29.7%増）、セグメント利益は311百万円増加し、620百万円（101.0%増）となりました。

**環境車輛事業**は、受注は堅調に推移したものの、シャシ(車台)供給遅延に伴う生産への影響もあり、前期比では売上高は979百万円減少し、9,890百万円（9.0%減）、セグメント利益は166百万円減少し、716百万円（18.8%減）となりました。

## (2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の収束時期の見通しが立たない中で、材料価格の高騰、半導体の供給不足など依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループは、事業活動そのもので社会的課題の解決を目指してまいりましたが、このたびサステナビリティ経営の推進を目指し、2022年4月にサステナビリティ委員会を設置いたしました。今後は、環境やガバナンス面も含めたサステナビリティへの取組みをさらに強化するとともに、中期経営計画「Morita Reborn 2025」に掲げたグローバルな総合防災ソリューション企業の実現に向け、基本方針を着実に実行し、中長期的な企業価値の一層の向上を目指してまいります。

### 基本方針

- ① 既存事業の収益力強化
- ② 海外事業・新規事業の育成、拡大
- ③ 基礎研究力・新商品開発力の強化
- ④ 革新力を持った人財の育成
- ⑤ C S R 活動の推進

### 経営数値目標

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| ① 営業利益率          | 12%       |
| ② ROE（自己資本利益率）   | 10%       |
| ③ DOE（株主資本配当率）   | 2.5%以上を目安 |
| ④ 営業利益の過去最高の更新   |           |
| ⑤ 成長戦略投資枠（M&A含む） | 200億円     |

### (3) 資金調達の様況

当連結会計年度の主要な資金調達につきましては、経常的な調達のほかは特記すべき事項はありません。

### (4) 設備投資等の様況

当連結会計年度の設備投資につきましては、生産設備の合理化など総額1,331百万円の設備投資を実施いたしました。

### (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

### (6) 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

### (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

### (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

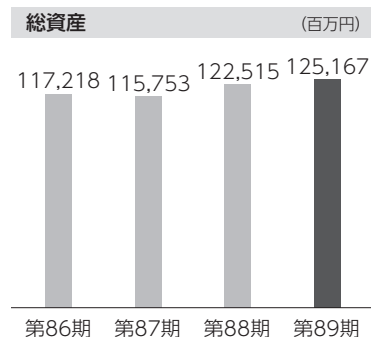
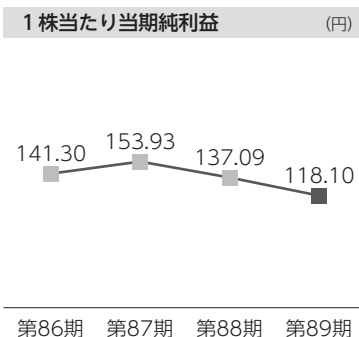
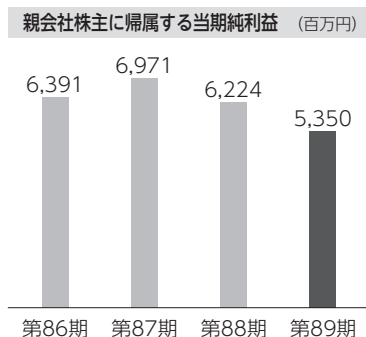
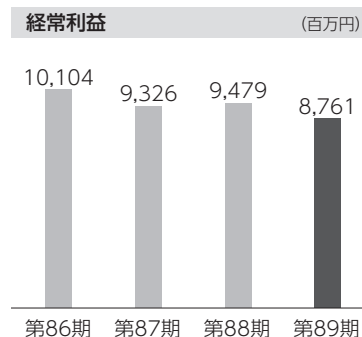
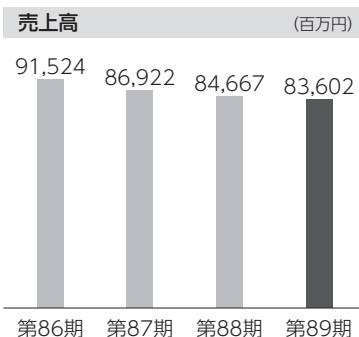
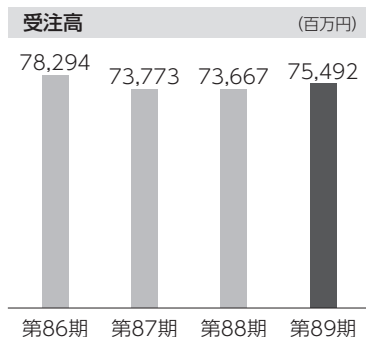
2021年12月31日をみなし取得日として当社の連結子会社である株式会社北海道モリタの株式を追加取得しております。追加取得した株式の議決権比率は16.3%であり、株式取得後に当社が保有する同社の議決権比率は66.3%となりました。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第86期 (2018/4～2019/3)	第87期 (2019/4～2020/3)	第88期 (2020/4～2021/3)	第89期 (2021/4～2022/3) (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	78,294	73,773	73,667	75,492
売 上 高 (百万円)	91,524	86,922	84,667	83,602
経 常 利 益 (百万円)	10,104	9,326	9,479	8,761
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,391	6,971	6,224	5,350
1 株当たり当期純利益 (円)	141.30	153.93	137.09	118.10
総 資 産 (百万円)	117,218	115,753	122,515	125,167

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により計算しております。

2. 当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。



## (10) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社モリタ	1,000百万円	100.0 <sup>%</sup>	消防車の製造、販売
モリタ宮田工業株式会社	100百万円	100.0	消火器、消火設備等の製造、販売
株式会社モリタ環境テック	100百万円	100.0	環境機器の製造、販売及び環境プラントの設計、施工
株式会社モリタエコノス	400百万円	100.0	環境保全車輛の製造、販売
株式会社モリタテクノス	100百万円	100.0	消防車のオーバーホール
BRONTO SKYLIFT OY AB	1,515千ユーロ	100.0	屈折はしご付消防車及び高所作業車の製造、販売
株式会社北海道モリタ	30百万円	66.3	消防車の製造、販売

- (注) 1. 連結決算の対象会社は、当社及び連結子会社13社であります。  
 2. 当期において、株式会社北海道モリタの株式を追加取得したことにより、同社に対する当社の議決権比率は50%から66.3%となりました。

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

当社の企業集団は、消防車、消火器、防災設備、環境保全車輛及び環境機器の製造販売並びに環境プラントの設計施工を主な内容として、さらに各事業に関連する製品・部品の製造及びサービス等の事業活動を展開しております。

セグメント	主要製品
消防車輛事業	はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、普通消防ポンプ自動車
防災事業	消火器、防災設備、その他防災関係製品
産業機械事業	リサイクル処理施設、各種ごみ処理施設、スクラップ処理施設、スクラップ処理機械
環境車輛事業	衛生車、塵芥車、各種環境保全車輛

## ■ 事業報告

### (12) 主要な営業所及び工場

#### ① 当社

大阪本社 大阪市中央区道修町三丁目6番1号  
東京本社 東京都港区芝五丁目36番7号

#### ② 子会社

##### 株式会社モリタ

本社 東京本社 営業拠点	兵庫県三田市 東京都港区 仙台支店〔仙台市〕、名古屋支店〔名古屋市〕、関西支店〔兵庫県三田市〕、福岡支店〔福岡県糟屋郡粕屋町〕
生産拠点	三田工場〔兵庫県三田市〕

##### モリタ宮田工業株式会社

本社 営業拠点	東京都江東区 東北支店〔仙台市〕、中部支店〔名古屋市〕、関西支店〔大阪市〕、九州支店〔福岡県糟屋郡粕屋町〕
生産拠点	茅ヶ崎工場〔神奈川県茅ヶ崎市〕、栗原工場〔宮城県栗原市〕、上野事業所〔三重県伊賀市〕

##### 株式会社モリタ環境テック

本社 営業拠点	千葉県船橋市 東日本営業部〔千葉県船橋市・仙台市〕、西日本営業部〔大阪市・名古屋市・福岡県糟屋郡粕屋町〕
生産拠点	船橋工場〔千葉県船橋市〕

##### 株式会社モリタエコノス

本社 営業拠点	兵庫県三田市 仙台支店〔仙台市〕、埼玉支店〔埼玉県上尾市〕、千葉支店〔千葉市〕、東京支店〔東京都江東区〕、西東京支店〔東京都西多摩郡瑞穂町〕、新潟支店〔新潟市〕、神奈川支店〔横浜市〕、静岡支店〔静岡市〕、名古屋支店〔名古屋市〕、関西支店〔大阪府八尾市〕、広島支店〔広島市〕、四国支店〔高松市〕、福岡支店〔福岡県大野城市〕、鹿児島支店〔鹿児島市〕
生産拠点	本社工場〔兵庫県三田市〕

## 株式会社モリタテクノス

本 社 営業拠点	兵庫県三田市 東日本営業部 [千葉県船橋市・仙台市]、中部営業部 [名古屋市]、西日本営業部 [兵庫県三田市]、福岡営業部 [福岡県糟屋郡粕屋町]
生産拠点	三田工場 [兵庫県三田市]、関東工場 [千葉県船橋市]

## BRONTO SKYLIFT OY AB

本 社 生産拠点	フィンランド共和国タンペレ市 タンペレ工場 [タンペレ市]、ポリ工場 [フィンランド共和国ポリ市]
-------------	--

## (13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,785名	11名減

## (14) 主要な借入先及び金額

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	1,180 百万円
株式会社三井住友銀行	1,017
株式会社三菱UFJ銀行	990

(注) 上記の借入先及び借入金残高は、株式会社みずほ銀行を主幹事とするシンジケートローンの残高4,816百万円の一部であります。

## (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 46,918,542株 (自己株式2,817,506株を含む)  
 (3) 株主数 5,553名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,580 千株	10.39 %
モリタ取引先持株会	2,354	5.34
第一生命保険株式会社	2,123	4.81
株式会社みずほ銀行	2,087	4.73
三井住友信託銀行株式会社	2,082	4.72
株式会社三菱UFJ銀行	2,048	4.65
株式会社三井住友銀行	2,007	4.55
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,851	4.20
エア・ウォーター株式会社	1,730	3.92
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	1,223	2.77

(注) 持株比率は自己株式 (2,817,506株) を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区別合計

	株式数 (株)	交付対象者数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	37,650	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—



## (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第2項及び当社定款第37条の定めにより、2022年2月17日開催の取締役会の決議に基づき、当期において次のとおり自己株式を取得いたしました。

取得株式	普通株式	1,472,000株
	取得価額の総額	1,851,776,000円
	取得を必要とした理由	経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	中 島 正 博	(株)モリタ 代表取締役会長 BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長 日野自動車(株) 社外取締役
代表取締役 社長執行役員	尾 形 和 美	(株)モリタ 代表取締役 社長執行役員
取締役 常務執行役員	森 本 邦 夫	グループ戦略本部長、モリタATIセンター長
取締役 常務執行役員	金 岡 真 一	経理・情報管理本部長
取締役	磯 田 光 男	弁護士法人三宅法律事務所 代表社員 (株)長谷工コーポレーション 社外監査役
取締役	川 西 孝 雄	
取締役	北 條 正 樹	
常勤監査役	浅 田 栄 治	
常勤監査役	宮 崎 敦 志	
監査役	太 田 将	(株)アセントパートナーズ 代表取締役 ウェルス・マネジメント(株) 社外監査役 シミックホールディングス(株) 社外監査役
監査役	西 村 捷 三	西村法律会計事務所 所長

- (注) 1. 磯田光男、川西孝雄、北條正樹の3氏は、社外取締役であります。
2. 宮崎敦志、太田将、西村捷三の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 宮崎敦志氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 太田将氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 西村捷三氏は、弁護士として企業法務に精通しており、また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外取締役 磯田光男、川西孝雄、北條正樹の3氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 社外監査役 太田将、西村捷三の両氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は取締役 磯田光男、川西孝雄、北條正樹の3氏と監査役 太田将、西村捷三の両氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役並びに株式会社モリタ、モリタ宮田工業株式会社、株式会社モリタ環境テック、株式会社モリタエコノス、株式会社モリタテクノス、BRONTO SKYLIFT OY ABの取締役及び監査役であり、全ての被保険者の保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当社の取締役の報酬は、当社グループの企業理念の下、経営の基本方針に基づき、当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を図るうえで、各取締役が果たすべき役割を最大限に発揮するための対価として機能することを目的としております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、客観性、透明性を高めるとともにコーポレートガバナンスの向上を目的に、社外取締役3名（うち1名は委員長）を含む5名の取締役で構成される報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得て、取締役会で決議し決定しております。

また、報酬体系は、固定報酬としての基本報酬、変動報酬としての業績連動型報酬及び非金銭報酬（長期インセンティブ報酬）により構成し、基本報酬及び業績連動型報酬（役員賞与）は金銭報酬であり、非金銭報酬（長期インセンティブ報酬）は事前交付型譲渡制限付株式報酬であります。各報酬の割合については、業績指標（KPI）を100%達成の場合の標準的な比率の目安は、代表取締役では、「基本報酬」40：「業績連動型報酬」30：「非金銭報酬」30、その他取締役では、「基本報酬」55：「業績連動型報酬」25：「非金銭報酬」20としております。なお、社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第87回定時株主総会において年額230百万円（うち社外取締役年額40百万円）以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月21日開催の第86回定時株主総会において、株式報酬の額を年額80百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第83回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、2021年6月22日に開催された取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長兼CEO 中島正博及び代表取締役社長執行役員 尾形和美が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とし、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役3名（うち1名は委員長）を含む5名の取締役で構成される報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。さらに、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしており、当該手続きを経て個人別報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### ④ 業績連動報酬等に関する事項

各々の取締役が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系とするため、取締役に対して業績連動報酬等として役員賞与を支給しております。

当社の業績連動型報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いや営業利益伸長率に応じて算出された額を賞与とし毎年、一定の時期に支給いたします。中期経営計画「Morita Reborn 2025」において計画最終年度である2025年度の経営数値目標として、「営業利益率12%」、「営業利益の過去最高の更新」を掲げていることから、業績連動型報酬の指標は、営業利益率、営業利益目標達成率及び営業利益伸長率を設定しております。

業績連動型報酬に係る指標の目標及び実績につきましては、当事業年度における営業利益目標達成率は、2021年5月10日開示の営業利益通期予想額8,100百万円に対し100.2%、営業利益率については、同通期予想値9.8%に対し9.7%でした。

## ■ 事業報告

### ⑤ 非金銭報酬等の内容

当社の非金銭報酬（長期インセンティブ報酬）は、当社株価にのみ連動する事前交付型譲渡制限付株式とし、基本報酬年額に対し、役位に応じて設定した一定割合を乗じた金額から株式数を決定することとしております。支給の対象は、社外取締役を除く取締役とし、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的としております。

当該譲渡制限付株式報酬の内容及びその交付した株式の状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

### ⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	167 (28)	100 (28)	32 (一)	34 (一)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	41 (27)	41 (27)	—	—	4 (3)

(注) 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況  
取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	磯田光男	<p>当期開催の取締役会13回全てに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、主に弁護士としての専門的な視点から、必要な発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は取締役・執行役員の選解任につき取締役会に答申を行う指名諮問委員会（当期7回開催中、7回出席）並びに報酬につき取締役会に答申を行う報酬諮問委員会（当期3回開催中、3回出席）の委員であり、2020年11月から委員長を務めています。</p>
取締役	川西孝雄	<p>当期開催の取締役会13回全てに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、主に経営者としての豊富な経験及び見識等から、必要な発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は取締役・執行役員の選解任につき取締役会に答申を行う指名諮問委員会（当期7回開催中、7回出席）並びに報酬につき取締役会に答申を行う報酬諮問委員会（当期3回開催中、3回出席）の委員を務めています。</p>
取締役	北條正樹	<p>当期開催の取締役会13回全てに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、主に経営者としての豊富な経験及び見識等から、必要な発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は取締役・執行役員の選解任につき取締役会に答申を行う指名諮問委員会（当期7回開催中、7回出席）並びに報酬につき取締役会に答申を行う報酬諮問委員会（当期3回開催中、3回出席）の委員を務めています。</p>

区分	氏名	出席状況及び発言状況
監査役	宮崎 敦志	当期開催の取締役会13回及び監査役会13回全てに出席し、取締役会と監査役会のいずれにおいても疑問点を明らかにするために適宜質問し、主に金融機関での豊富な経験から、必要な発言を行っております。
監査役	太田 将	当期開催の取締役会13回及び監査役会13回全てに出席し、取締役会と監査役会のいずれにおいても疑問点を明らかにするために適宜質問し、主にコンサルタント機関での豊富な知識と経験から、必要な発言を行っております。
監査役	西村 捷三	当期開催の取締役会13回及び監査役会13回全てに出席し、取締役会と監査役会のいずれにおいても疑問点を明らかにするために適宜質問し、主に弁護士としての専門的な視点から、必要な発言を行っております。

④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関連して行った職務の概要

当社の社外取締役は、磯田光男、川西孝雄、北條正樹の3氏であり、それぞれ弁護士や企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしてもらうことを期待しております。各社外取締役は、当社の取締役会において、疑問点等を明らかにするために適宜質問するなど行い、当社が展開する各事業内容並びに業界について理解を深め、取締役会の実効性、コンプライアンスや内部統制、働き方改革、各事業会社の経営に関する助言など活発に意見を発言し、当社グループの発展に寄与しています。

また、当社は、社外取締役3名と代表取締役 中島正博及び尾形和美を含む取締役5名で構成する指名諮問委員会並びに報酬諮問委員会を設置し、各委員会の委員長には社外取締役の磯田光男氏が就任しております。各委員会において取締役・執行役員を選解任並びに報酬について討議し、取締役会へ答申し、取締役会はその答申をもとに決議しなければならないこととしております。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積り根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 35百万円

### (4) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。
2. 当社の重要な子会社のうち、BRONTO SKYLIFT OY ABは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に開催される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 内部統制システム構築の基本方針

当社は、『当社は、心を込めたモノづくりと、絶えざる技術革新によって、「安全で住みよい豊かな社会」に貢献し、真摯な企業活動を通じて社会との調和を図ります』という企業理念に基づき、当社グループの業務の適正を確保するため、その構築に関する基本方針を以下のとおり定めております。

#### ① 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、会社の業務執行を適正に行うため、実効性のある内部統制システムの構築・運用に努める。当社グループは、「モリタグループ コンプライアンス基本方針」に基づき、これを実行化する組織や規程を整備することで、取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えている。

(イ)コンプライアンスを統括する組織として、当社及び主な子会社に、コンプライアンス委員会を設置している。

(ロ)当社代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会は独立して、内部通報等により明らかになったリスク情報に関し、事実関係調査、対応の決定、取締役会への報告、フィードバック、会社への報告、再発防止策の提案・実行等を担う。

(ハ)リスク情報の早期発見と不正抑制効果を高めるため、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、内部通報があった場合、コンプライアンス委員会は事実関係調査、対応の決定、報告、再発防止策の提案・実行等を担う。

#### ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(イ)取締役は、職務執行にかかる電磁的記録を含む文書、その他の重要な情報を、法令及び社内規定に基づき適正に保存、管理する。

(ロ)監査役は、取締役の職務執行にかかる文書等情報の保存及び管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(ハ)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業や投資にかかわるリスクは、取締役会やグループ経営会議等の各種会議体において、全社的に管理している。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)当社及び主な子会社は、経営と業務執行を明確に区分するため、執行役員制度を採用し、取締役による経営の意思決定を効率的かつ迅速に行っている。

(ロ)当社においては取締役会を毎月1回定期的に開催し、緊急決議を要する場合には、臨時取締役会を開催している。また、子会社においても取締役会を定期的に開催し、取締役会規則に基づき経営に関する重要事項について決議している。

(ハ)当社及び主な子会社の代表者等によるグループ経営会議を原則月1回定期的に開催し、経営計画の進捗報告や重点課題について多面的に討議を行い、取締役会の実効性を高めている。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)当社の担当部門は、グループ各社から業績や経営状況について定期的に報告を受けている。グループ経営会議において、グループ各社の経営計画・年度予算、経営の重要事項についての報告・討議を行い、グループ各社と連携を図りながら、業務の適正を確保している。また、連結対象子会社とは、四半期決算ごとに連絡会議を設けて、適正な決算業務の運営に努めている。

(ロ)当社グループ各社の取締役や監査役に当社の役職員を非常勤で兼務させ、取締役会等重要な会議への出席によって、情報を取得している。

(ハ)当社の監査役は、計画的に当社グループ各社の監査に赴き、子会社等の業務執行状況を監査している。

(ニ)当社の社長直轄の監査室は、計画的に当社グループ各社の業務監査を実施し、法令や社内規則に則って適正に業務が行われているかを監査している。

## ■ 事業報告

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務執行を補助する使用人を選任し、監査役の指揮命令のもと、業務を補助する体制をとっている。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(イ)前号の使用人の人事については、常勤監査役の事前の同意を得ることで、取締役からの独立性を確保している。

(ロ)監査役の職務を補助する前号の使用人に対する指揮命令権限は、その業務の範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及びその他の使用人は指揮命令権限を有しない。

- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

(イ)当社グループ各社の業務執行を担当する執行役員及び使用人は、定期的開催される取締役会において、担当部門の業務執行報告を行い、監査役は常に取締役会に出席してその報告を受ける。

(ロ)当社グループ各社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告する。

(ハ)内部通報制度により使用人から通報を受け付けた場合は、コンプライアンス委員会が通報された事実関係の調査にあたる。また、コンプライアンス委員会には監査役も委員として参画し、不正事故情報についても早期に監査役に報告できる体制を整えている。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役等及び使用人が監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨をコンプライアンス規定に定めている。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、当社グループ各社の定期的な報告会議等に参加するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧して、必要に応じて取締役や執行役員、使用人にその説明を求めている。

(ロ) 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っている。

(ハ) 監査役は、内部監査の監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を依頼する。

(ニ) 代表取締役は、監査役と定期的な報告会を実施するとともに、監査役との意思の疎通を図っている。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンス・リスク管理について

コンプライアンスを統括する組織として、当社及び主な子会社に、コンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンスに関する取組みとして、当社及び子会社の役員・管理職を対象とした研修を通してコンプライアンス意識の向上に努めている。また、当社グループの事業や投資に関わるリスクは、取締役会やグループ経営会議等の各種会議体において、全社的に管理している。

### ② 職務執行の効率性確保

職務の執行が効率的に行われることに対する取組みとして、当社の取締役会を当事業年度は13回開催した。また、当社及び主な子会社は、経営と業務執行を明確に区分するため、執行役員制度を採用し、取締役による経営の意思決定を効率的かつ迅速に行っている。さらに、当社及び主な子会社の代表者等によるグループ経営会議を原則月1回定期的に開催し、経営計画の進捗報告や重点課題について多面的に討議を行い、取締役会の実効性を高めている。

### ③ 監査役監査の実効性確保について

監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みとして、当社の取締役会のほか、当社グループ各社の定期的な報告会議等に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役や執行役員、使用人に説明を求めている。また、代表取締役との意見交換会を定期的に実施しているほか、会計監査人及び監査室とも定期的に連絡会を開催している。さらに、子会社の監査役が集まる情報交換会を当事業年度は2回開催し、重点監査項目やグループ会社の監査結果を共有することにより監査の実効性を高めている。

## (3) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、第1項の企業理念のとおり、常に反社会的な個人、団体に対しては、特殊な取引、金銭の要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

また、総務部を対応総括窓口として、大阪府企業防衛連合協議会に参画して、警察当局とも連携を保ち、必要に応じて情報交換を行っております。

#### (4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、財務体質と企業基盤の強化を図りつつ、「安定的な配当の継続及び向上」を基本方針としております。この方針のもと、当期の年間配当金につきましては、前期より普通配当として2円増配の1株当たり40円を実施させていただきます。

なお、中期経営計画「Morita Reborn 2025」では経営数値目標として、「DOE（株主資本配当率）2.5%以上を目安」を掲げております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回としており、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、定款に従い、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができることとしております。

---

以上のご報告のうち、金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>71,629</b>	<b>流動負債</b>	<b>33,118</b>
現金及び預金	29,276	支払手形及び買掛金	8,601
受取手形及び売掛金	22,406	電子記録債務	7,827
電子記録債権	1,812	短期借入金	954
棚卸資産	16,892	1年内返済予定の長期借入金	5,316
その他	1,457	未払金	1,089
貸倒引当金	△216	未払法人税等	2,005
<b>固定資産</b>	<b>53,538</b>	未払消費税等	158
<b>有形固定資産</b>	<b>32,179</b>	賞与引当金	1,161
建物及び構築物	10,137	役員賞与引当金	119
機械装置及び運搬具	2,406	製品保証引当金	491
土地	18,468	リコール関連引当金	179
建設仮勘定	254	その他	5,213
その他	912	<b>固定負債</b>	<b>10,143</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>2,672</b>	長期借入金	54
のれん	1,820	繰延税金負債	4,206
商標権	324	退職給付に係る負債	4,075
ソフトウェア	325	役員退職慰労引当金	11
ソフトウェア仮勘定	18	再評価に係る繰延税金負債	505
その他	182	その他	1,290
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,686</b>	<b>負債合計</b>	<b>43,261</b>
投資有価証券	12,879	<b>(純資産の部)</b>	
退職給付に係る資産	1,517	<b>株主資本</b>	<b>77,851</b>
繰延税金資産	1,548	資本金	4,746
その他	3,358	資本剰余金	5,048
貸倒引当金	△616	利益剰余金	71,099
		自己株式	△3,042
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,095</b>
		その他有価証券評価差額金	5,319
		繰延ヘッジ損益	11
		土地再評価差額金	△2,600
		為替換算調整勘定	321
		退職給付に係る調整累計額	44
		<b>非支配株主持分</b>	<b>959</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>81,906</b>
<b>資産合計</b>	<b>125,167</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>125,167</b>



## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		83,602
売上原価		61,535
売上総利益		22,067
販売費及び一般管理費		13,951
営業利益		8,115
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	236	
賃貸収入	82	
持分法による投資利益	101	
その他	438	859
営業外費用		
支払利息	60	
為替差損	91	
その他	61	213
経常利益		8,761
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	1	
会員権売却益	0	7
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	1	
減損損失	21	
関係会社整理損	145	
リコール関連損失	199	367
税金等調整前当期純利益		8,401
法人税、住民税及び事業税	3,087	
法人税等調整額	△123	2,964
当期純利益		5,437
非支配株主に帰属する当期純利益		87
親会社株主に帰属する当期純利益		5,350

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>25,268</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,746</b>
現金及び預金	23,970	電子記録債務	11
前払費用	28	1年内返済予定の長期借入金	5,316
短期貸付金	360	未払金	164
未収法人税等	553	未払費用	25
その他	501	未払法人税等	118
貸倒引当金	△145	未払消費税等	38
<b>固定資産</b>	<b>47,804</b>	預り金	9,937
<b>有形固定資産</b>	<b>22,834</b>	賞与引当金	100
建物	7,843	役員賞与引当金	32
構築物	490	その他	3
機械装置	349	<b>固定負債</b>	<b>1,720</b>
工具、器具及び備品	91	預り保証金	133
土地	13,868	繰延税金負債	785
建設仮勘定	191	退職給付引当金	281
その他	0	再評価に係る繰延税金負債	505
<b>無形固定資産</b>	<b>51</b>	その他	14
ソフトウェア	39	<b>負債合計</b>	<b>17,467</b>
その他	11	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>24,918</b>	<b>株主資本</b>	<b>56,941</b>
投資有価証券	5,165	<b>資本金</b>	<b>4,746</b>
関係会社株式	19,163	<b>資本剰余金</b>	<b>4,614</b>
前払年金費用	122	資本準備金	1,638
その他	467	その他資本剰余金	2,975
		<b>利益剰余金</b>	<b>50,689</b>
		利益準備金	1,234
		その他利益剰余金	49,454
		配当準備積立金	1,000
		固定資産圧縮積立金	1,219
		別途積立金	42,539
		繰越利益剰余金	4,695
		<b>自己株式</b>	<b>△3,108</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>△1,335</b>
		その他有価証券評価差額金	1,264
		土地再評価差額金	△2,600
<b>資産合計</b>	<b>73,073</b>	<b>純資産合計</b>	<b>55,605</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>73,073</b>

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		7,834
営業費用		2,894
営業利益		4,939
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	158	
その他	144	314
営業外費用		
支払利息	37	
その他	41	79
経常利益		5,175
特別利益		
会員権売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	0	
減損損失	21	
関係会社整理損	145	166
税引前当期純利益		5,009
法人税、住民税及び事業税	423	
法人税等調整額	△59	364
当期純利益		4,644

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 モリタホールディングス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森内茂之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大好慧 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モリタホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 モリタホールディングス  
取締役会 御中

#### 太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森内茂之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大好慧 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社モリタホールディングス 監査役会

常勤監査役 浅田 栄 治<sup>㊟</sup>

常勤監査役  
(社外監査役) 宮崎 敦 志<sup>㊟</sup>

監査役  
(社外監査役) 太田 将<sup>㊟</sup>

監査役  
(社外監査役) 西村 捷 三<sup>㊟</sup>

以上





会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

# 株主総会会場 ご案内略図

axビル 4階  
TKPガーデンシティPREMIUM大阪駅前  
大阪市北区曽根崎新地2-3-21



## 交通のご案内

JR大阪環状線 大阪駅 中央口 徒歩 5分  
JR東海道本線 大阪駅 中央口 徒歩 5分  
JR東西線 北新地駅 9番出口 徒歩 2分

大阪メトロ四つ橋線 西梅田駅 9番出口 徒歩 3分  
阪神本線 大阪梅田駅 徒歩 5分  
大阪メトロ谷町線 東梅田駅 徒歩 8分

※当会場には、駐車場、駐輪場がございませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

株式会社 **モリタホールディングス**

<https://www.morita119.com/>

**UD FONT**

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。